

島田市食料品等価格高騰対策・経済対策支援事業業務委託公募型プロポーザル
質問に対する回答

令和8年3月6日

	実施要領及び仕様書の該当箇所	表 題	質問内容	回 答
1	実施要領 12 提案者プレゼンテーション	提案者プレゼンテーションの参加者要件	再委託先企業の担当者は参加可能でしょうか。	可能です。 なお、出席人数は、再委託先企業の担当者も含め、1提案者につき4人以内とし、プロポーザル参加事業者における本業務を中心的に担当する者は必ず出席してください。
2	仕様書 4 商品券の概要	商品券の利用期間について	仕様書には「配布型商品券」「プレミアム付き商品券」ともに同じ利用期間が記載されているが、利用期間が前後することは問題ありませんか。 例：配布型商品券の利用終了後、プレミアム付き商品券の利用開始	配付型商品券については、仕様書に記載のとおり、令和8年7月1日までに送付を完了し、利用期間4か月以上かつ利用期限10月31日としてください。 プレミアム付き商品券については、仕様書に記載の開始日・終了日から変更可能ですが、利用期間4か月以上かつ利用期限12月31日までとしてください。
3	仕様書 5 業務の内容 (2) 事業の広報・周知	効果的な広報について	島田市として提供（協力）可能な広報ツールがある場合、必要経費等が発生するかどうかを教えてください。	市が提供（協力）する広報ツールは、費用は発生しません。
4			提案する広報手段の中で、禁止事項があれば教えてください。	社会通念上、常識の範囲内であれば問題ありません。 ただし、方法や掲載事項等については、事前に委託者に確認をとってください。

	実施要領及び仕様書の該当箇所	表 題	質問内容	回 答
5	仕様書 5 業務の内容 (3) 配付型商品券の発行、送付	配布型商品券に同封する書類について	同封すべき書類は、提案要素のひとつとして考えればよろしいでしょうか	御認識のとおりです。
6			同封する参加店舗一覧は、○月○日現在の一覧とし、参加店舗は随時更新してもよいという認識で問題ありませんか。	参加店舗は期間を決めて募集・確定します。その後、追加の募集を行わないことから、確定後の店舗一覧を同封するものです。
7	仕様書 5 業務の内容 (3) 配付型商品券の発行、送付 ア デジタル商品券の発行 (イ)	同居親族等の代理利用	「未就学児など自身で利用することができない者の商品券を、同居親族等が代理で利用できるようにすること。」とありますが、こちらのご想定は以下のいずれでしょうか。 ①未就学児などの商品券を同居親族等のアカウントで利用できる ②同居親族等が同一端末で未就学児などのアカウントを運用できる	どちらの設計でも構いません。利用者や参加店舗にとって利用しやすく、分かりやすいと考える方法を御提案ください。
8	仕様書 5 業務の内容 (6) 参加店舗に関する業務	説明会について	説明会で使用可能な公共施設について、場所と利用可能な日時を教えてください。	使用可能な公共施設は、別表のとおりです。 なお、説明会用に会場・日時を確保している訳ではないため、実施場所・日時は応相談となります。
9			説明会の開催案内は、島田市側で広報協力は可能でしょうか。	可能です。

	実施要領及び仕様書の該当箇所	表 題	質問内容	回 答
10	仕様書 9 その他	商品券の紛失について	利用者による紛失があり再発行を求められた場合について、過去の対応事例があれば教えてください。	受領を確認できた後の紛失・損失等については、再発行を認めないこととします。
11	仕様書 別紙1 2 デジタル商品券機能 (1)	利用者情報の管理番号	「利用者の情報が紐づく一意な管理番号を自動で発行できること」とありますがこの管理番号は管理者側で確認できれば問題ないでしょうか。 それとも利用者側に明示する必要があるのでしょうか。	管理者側が確認することができれば、利用者側に必ずしも明示する必要はありません。
12	仕様書 別紙1 2 デジタル商品券機能 (3)	利用期限の変更	「配付対象者ごとに配付金額や利用期限等を設定・変更できること」と記載がありますが、事業開始後に利用期間を変更する想定はございますでしょうか。	配付型商品券について、デジタル商品券から紙商品券への変更の際に、デジタル商品券の配付金額や利用期限等を変更することを想定したものです。

以上

別表

説明会で使用可能な公共施設一覧

施設名	場所	開館時間・休館日	部屋名（定員）
島田市役所	427-0042 島田市中央町1番の1	開庁時間： 8時30分～17時15分 閉庁日：土曜日、日曜日、 祝日、12月29日から翌年 の1月3日まで	大会議室西（75人） 大会議室東（60人） 会議室203（20人） 会議室304（20人） 会議室402（16人） 会議室403（16人）
六合公民館	427-0019 島田市道悦五丁目13番3号	開館時間： 8時30分～21時30分 休館日：月曜日、祝日、毎 月第3日曜日、12月29日 から翌年の1月3日まで、 教育委員会が管理上 必要と認める日	多目的ホール（300人） 第1集会室（51人） 第2集会室（24人） 第3集会室（18人）
初倉公民館	427-0111 島田市阪本1336番地の1	開館時間： 8時30分～21時30分 休館日：月曜日、祝日、毎 月第3日曜日、12月29日 から翌年の1月3日まで、 教育委員会が管理上 必要と認める日	多目的ホール（250人） 第1集会室（24人） 第2集会室（24人） 第3集会室（30人） 第4集会室（18人） 第5集会室（18人）
金谷公民館	428-0012 島田市金谷代官町3400番地	開館時間： 8時30分～21時30分 休館日：月曜日、祝日、毎 月第3日曜日、12月29日 から翌年の1月3日まで、 市長又は教育委員会 が管理上必要と認める 日	集会室1（100人） 集会室2（100人） 集会室3（100人） 会議室1（22人） 会議室2（10人） 会議室3（24人） 会議室4（24人）
川根地区センター	428-0104 島田市川根町家山396番地の1	開館時間： 8時30分～21時30分 休館日：月曜日、祝日、毎 月第3日曜日、12月29日 から翌年の1月3日まで、 市長が管理上必要と 認める日	集会室（250人） 研修室（80人） 会議室1（20人）